

警報等発令時・鉄道の運休に関する対応について

気象警報発令時の対応について、次のように定める。

※この気象警報とは暴風警報・特別警報のこと。

特別警報等とは、重大な災害の危険性が著しく高まっている時に、気象庁が発表する最大限の警戒の呼びかけのことである。これまでの「警報」の発表基準をはるかに超える災害が予想され、該当地域で数十年に1度しかないような非常に危険な状況であることを知らせる。特別警報が出たら「ただちに命を守る行動」をとるよう気象庁は促している。

1. 気象警報発令時について

登校の時刻に、大阪市を含む地域、および居住地の市町村に暴風警報または特別警報が発令中の場合は、自宅待機とする。

①平日の場合：午前10時までに暴風警報または特別警報が解除された場合は、学校に登校すること。

警報解除後2時間後をめどに授業を行う。

午前10時時点で暴風警報が解除されなければ休校とする。

②土曜日（午前中授業・定期試験）の場合：午前8時までに暴風警報または特別警報が解除された場合は、学校に登校すること。警報解除後2時間後をめどに授業を行う。

午前8時時点で暴風警報が解除されなければ休校とする。

※警報が解除された場合でも、気象状況あるいは交通事情により登校できない場合（気象状況により、保護者が登校させることが危険と判断した場合を含む）は無理をせず自宅待機をすること。

2. 鉄道運休時について（事故なども含む）

登校の時刻に JR 阪和線・南海本線・南海高野線のいずれかの路線ひとつでも全線運休している場合は自宅待機とする。

ただし、上記いずれかの路線の一部が運休の場合は、通常通り授業を行う。

JR 阪和線・南海本線・南海高野線の3路線以外（大阪メトロ・近鉄線など）の交通機関が運休となった場合は、原則通常授業となるが、登校できない状況の生徒は公欠扱いとする。（他の路線を利用しての通学は認める。）

①平日の場合

午前9時までに JR 阪和線・南海本線・南海高野線のすべての路線が運行を再開した場合は登校すること。

運行再開後3時間後をめどに授業を行う。

午前9時時点で JR 阪和線・南海本線・南海高野線のいずれかの路線がひとつでも全線運休している場合は休校とする。

②土曜日の場合（午前中授業・定期試験）

午前7時までに JR 阪和線・南海本線・南海高野線のすべての路線が運行を再開した場合は登校すること。

運行再開後3時間後をめどに授業を行う。

午前7時時点で JR 阪和線・南海本線・南海高野線のいずれかの路線がひとつでも全線運休している場合は休校とする。

③上記①②において運行が再開されたものの一部の区間で運休が継続された場合

登校が不可能な生徒は自宅待機とする。但し、振り替え輸送等によって登校ルートが確保できる場合は安全に留意して登校すること。

(気象警報解除と異なり、鉄道の場合は運行が再開されてからもダイヤがかなり乱れることから2時間後の授業開始は困難と考え、約3時間後授業開始の設定とする。)

3. 休校または早期下校時のクラブ活動について

- ・完全下校時間に合わせた活動時間とする。
- ・休校となった場合、クラブ活動は終日禁止とする。
- ・上記内容に不都合が生じる部活動についてはその都度検討する。

4. 次の場合は欠席とならず公欠扱いとする

- (1) 警報発令の有無に関わらず、自宅に大きな被害(停電やライフラインの寸断なども含む)が生じたり、居住地域や通学経路で登校できない事情が発生した場合。
- (2) 居住地域に「避難指示・避難勧告・避難準備」等が発令されて登校できない場合。
- (3) 警報が解除された場合でも、気象状況あるいは交通事情により登校できない場合。(気象状況により、保護者が登校させることが危険と判断した場合を含む)
- (4) 登校で利用している駅が使用不可能な状況に陥り、なおかつ代替輸送も無く登校できない場合。
- (5) この事象が定期考査期間中に生じた場合は、生徒の不利にならないように対応する。

後日、どのような状況で登校できなかつたかの理由を担任に報告すること。

※上記については遅刻の場合(交通機関の延着証明が出ない場合を含む)は公認遅刻とする。

5. 授業時間中または放課後に大阪府に気象警報が発令された場合

- (1) 気象警報が発令された場合は、学校長の判断により下校指導を行う。この時、完全下校時間を設定する。
- (2) 気象警報が発令されていない状況であっても、今後天候が悪化し生徒の安全確保が困難になる恐れがあると判断した場合は下校指導を行う。

6. 考査期間中に警報が発令された場合

- (1) 警報発令により臨時休校となった日の考査は、実施日を改めて通知する。
- (2) 1限終了後に下校指導を行った場合、2限以降の考査については実施日を改めて通知する。

7. 特別な行事の日に警報が発令されると予想される場合

- (1) 事前に学校側から指示する。
(※特別な行事とは学校内外における通常授業以外の行事を指す。)

8. その他

- (1) 警報等発令時・鉄道の運休に関する対応は、classi、classroom、で一斉配信により通知する。
- (2) 電話回線が大変混乱し、緊急の対応ができなくなる可能性があるため、電話での臨時休校か否かの問い合わせについては出来る限りご遠慮下さい。

地震発生時の対応について

地震発生等不測の事態の場合は次の通り対応すること。必ずニュース等で被害発生状況の情報を確認し、安全の確認をしてから登校すること。

【大阪市内に震度5弱以上の地震が発生した場合・「大規模地震特別措置法」に基づく警戒宣言が出された場合】

1. 在宅中の場合

- (1) 大阪市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、原則として臨時休校とする。
- (2) 居住地域（大阪市外）に震度5弱以上の地震が発生した場合、登校を見合わせる。
- (3) 震度5弱未満でも自宅に大きな被害が生じたり、居住地域や通学経路で登校に差し支える事情が発生した場合、登校を見合わせる。
- (4) 「大規模地震特別措置法」に基づく警戒宣言が解除されるまでの間、臨時休校とする。

2. 登校中の場合

- (1) 公共交通機関が平常運転の場合は、駅員・乗務員の指示に従い速やかに帰宅すること。
- (2) 徒歩・自転車での通学生は、安全を確認し帰宅すること。
- (3) 登校中で自宅よりも学校に近い状況など、登校したほうが安全であると考えられる場合は登校し、学校の指示を受けること。

3. 学校にいる場合

- (1) 授業を中止し、放送の指示により避難する。
- (2) 保護者と連絡を取り、下校経路と自宅が安全かの確認が取れた場合のみ帰宅とする。

4. 学校外での行事中の場合

- (1) 行事先で発生した地震、また行事中に発生した地域での地震対応は、安全を確認した上で適宜判断する。
- (2) 国内外における宿泊をとまなう行事での宿泊先で発生した地震、また宿泊行事参加中に発生した地域での地震対応には、安全を確認した上で適宜判断する。

Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

大阪府教育庁からの連絡を基に本校におけるJアラートによるミサイル発射情報に対するガイドラインを設定いたしました。

下記内容にしたがって有事においては迅速な状況確認と適切な判断・行動ができるよう備えて下さい。

I Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

1 速やかな避難行動と情報収集

(2017.9.8 文科省事務連絡をもとに作成。2022.9.15 更新)

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ 近くの建物（コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません）の中、又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難する。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【近くにミサイルが落下した場合】

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、大阪府域以外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保出来るように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

II 大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

1. Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 時	校舎内・体育館への避難や建物内では窓から離れるなど、教職員の指示・誘導に従い速やかに避難する
登 校 前	自宅待機
登 下 校 時	学校に登校した、又は下校していない生徒は、教職員の指示・誘導に従い校舎内・体育館などへ速やかに避難する。
校外活動時	引率教職員の指示・誘導に従い頑丈な建物などへ速やかに避難する。

2. 状況別の臨時休校の取り扱い等

状 況 パターン	A	B	C	D
	領土・領海 外に落下	日本の上 空を通過	領土・領海 に落下 (Dを除く)	大阪府域に落下
臨時休校の 取 扱 い	原則として臨時休校は行わない。			臨時休校
在 校 時	教育活動を再開			①原則として校内で待機 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者に連絡
登 下 校 時	【登校時】 登校後、教育活動再開 【下校時】 安全確認後、下校させる。			○学校に登校した、又は下校していない 生徒については、在校時に準じた対応を 行う
校外活動時	安全確認後、校外活動を再開			①生徒は安全な場所に避難 ②引率教員は、学校に現状報告を行うと ともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

万が一、D(大阪府域に落下)の事態が生じた場合の対応については、府教育庁から別途指示が入る。